

締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む)、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第十三条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む)に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

(罰則)

第十四条 第八条第一項の規定に違反した船舶所有者は、十万元以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項又は第六項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(船舶積量測度法の廃止等)

第二条 船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号。以下「旧測度法」という。)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された日本船舶(以下「現存船」といふ。)に係る総トン数の測度の基準については、第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。ただし、この法律の施行後に国土交通省令で定める修繕（以下「特定修繕」という。）が行われた現存船については、この法律の施行後最初に行われる特定修繕に伴う次条の規定による改正後の船舶法（明治三十二年法律第四十六号。以下「新船舶法」という。）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受ける日（以下「当初改測日」という。）以後は、この限りでない。

現存船に係る純トン数の測度の基準については、第六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる現存船については、それぞれ当該各号に定める日以後は、この限りでない。

一 この法律の施行後に特定修繕が行われた現存船（当該特定修繕が行われる日前に次号又は第三号に掲げる現存船となつたものを除く。）当初改測日

二 國際トン数証書の交付を受ける現存船 第八条第二項の規定による測度を受ける日

三 國際トン数確認書の交付を受ける現存船 第八条第八項において準用する同条第二項の規定による測度を受ける日

3 長さ二十四メートル以上の現存船については、この法律の施行後、条約第十七条（1）の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日（その日前に特定修繕が行われた船舶については、当初改測日）までの間（次項において「猶予期間」という。）は、第八条第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかるわらず、同項の船舶の船舶所有者は、猶予期間内においても、国際トン数証書の交付を受けることができる。（罰則に関する経過措置）

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄
（施行期日）
（経過措置）

第二十条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対しても申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれららの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当地の國の機関のした処分等とみなす。

附 則（昭和五七年五月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対しても申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対しても申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対しても申請等とみなす。

附 則 (平成四年五月二十日法律第五一)	
(施行期日)	号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
号) 抄	附 則 (平成六年六月一九日法律第五三)
(施行期日)	第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略 四 第三条並びに附則第五条及び第六条の規定による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び油による汚染損害の補償責任のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)附則第五条第二項において「千九百七十年国際基金条約」という。の廢棄が日本国について効力を生ずる日
二二〇号) 抄	附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一六〇号)
(施行期日)	第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
(施行期日)	附 則 (平成一九年一二月二二日法律第二二〇号)
(政令への委任)	第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
(政令への委任)	第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合であつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。)
(罰則に関する経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。